

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認高知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月1日から同年12月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月1日から40年7月まで

私は、昭和39年3月2日から、B社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

なお、私は、弟と一緒にB社を退社したことを覚えている。

## 第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録において、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に、同社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、かつA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚が25人確認できる上、当時の複数の同僚の供述及び商業登記簿謄本により、申立期間当時、B社は、A社に移行していたことが推認できる。

また、オンライン記録により、昭和39年10月26日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失していたことが確認できる同僚は、「自分がA社を退社する時、申立人はまだ同社で申立人の弟と一緒に勤務していた。」旨を供述しており、オンライン記録により、申立人の弟の同社での厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は39年12月30日とされていることが確認できる上、戸籍の附票によると、申立人は、申立期間のうち、40年1月8日に同社が所在するC都道府県からD都道府県に転出していることが確認できることから、申立人は、申立期間のうち、39年7月1日から同年12月30日まで、同社に勤務していたことが推認できる。

さらに、前述の25人の同僚のうち、連絡の取れた複数の同僚は、「A社

は、単にB社の看板を掛け替えただけの会社であり、勤務形態及び業務内容等に変更は無かった。」、「会社名が変更されていたことすら気付かないほど、全く変化は無かった。」旨を供述しており、「自分が勤務していた会社はB社であったと認識しており、社名が変更されていたことには気付かなかった。」旨を供述している申立人が、B社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和39年7月1日以降も、A社で厚生年金保険料を控除されていなかったとは考えにくい。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月1日から同年12月30日まで、A社に継続して勤務し、39年7月から同年11月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることが相当である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のB社における昭和39年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は昭和40年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、当該期間の事業所別被保険者名簿の健康保険の番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る39年7月から同年11月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和39年12月30日から40年7月までの期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無等について、同僚等からの供述は得られない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和39年12月30日から40年7月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和54年5月1日と認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月30日から同年5月1日まで  
私は、昭和54年4月1日から現在に至るまでA社に継続して勤務しているが、54年4月30日が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和54年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年4月30日に喪失している上、同年5月1日には同社B支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、A社が保管する職員台帳及び雇用保険の加入記録によれば、申立人は、昭和54年4月1日から現在に至るまで継続して同社に勤務していることが確認できる上、同社は、申立人について、54年4月1日から同年4月30日まで同社C支店に勤務し、同年5月1日に同社B支店に異動したことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社から同社B支店の異動に伴う厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、昭和54年5月1日と認められる。

なお、厚生年金保険法（昭和60年改正前）第19条第2項では、「資格取得した月に資格喪失した場合は、その月を1か月として被保険者期間として算入する。」と規定されており、オンライン記録において、申立人の申立期間を含む昭和54年4月は、厚生年金保険の被保険者期間として算入されていることが確認できる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 27 日から 46 年 9 月末ごろまで  
私は、昭和 43 年 8 月 1 日から 46 年 9 月末ごろまで、A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間において、A 社に継続して勤務していたことは推認できるが、当該同僚の供述からは、申立人の勤務期間を特定することはできない。

また、A 社の被保険者原票を見ると、申立人と同様、昭和 45 年 7 月 27 日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 7 月 29 日に健康保険証を返納した従業員は、申立人のほかに 3 人確認できるところ、仮に、申立人の健康保険証が社会保険事務所（当時）に返納されずに使用された場合、社会保険庁（当時）が、健康保険被保険者として記録されていない申立人に対し、15 か月という長期間にわたり健康保険の給付を行い続けるとは考え難い。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立期間当時、申立人が雇用保険に加入した記録は存在しない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、昭和 45 年 6 月 13 日から 46 年 11 月 1 日までの期間について、A 社の被保険者原票を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

このほか、A 社には、申立期間当時の賃金台帳等の資料が無い上、当時の

同僚等からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての供述は得られず、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 16 日から 51 年 9 月 16 日まで

私は、昭和 50 年 9 月 16 日から 51 年 9 月 15 日まで、A社に臨時的任用職員として勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の上部機関であるB社が保管し、申立人が提出した履歴書の経歴欄を見ると、申立人は、昭和 50 年 9 月 16 日にA社に就職し、51 年 9 月 15 日に同事業所を任用期限切れにより退職した旨記載されていることが確認できる。

一方、B社が提出した在職証明書によると、申立人がA社に臨時的任用職員として勤務していた期間は、申立期間のうち、昭和 50 年 9 月 16 日から同年 11 月 15 日までの期間及び 50 年 12 月 4 日から 51 年 9 月 15 日までの期間とされている上、申立人が申立期間において、雇用保険に加入した記録は確認できず、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、B社からの回答及びオンライン記録によると、昭和 50 年度及び 51 年度において、A社に臨時的任用職員として勤務を開始したことが確認できる同僚 32 人のうち 7 人は、同事業所での勤務期間は厚生年金保険に未加入であることが確認できる上、同事業所で厚生年金保険に加入している複数の同僚の資格取得日と、B社が回答する雇入れ日を比較すると、雇入れ日後 0 か月から 10 か月経過した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚が散見されることから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険に未加入であったものと考えても不自然ではない。

さらに、当時の複数の同僚からも、申立期間における申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除の有無等についての供述は得られず、申立期間を含

む前後の期間について、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡<sup>こんせき</sup>は認められない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月ごろから 60 年 5 月ごろまで

私は、昭和 58 年 4 月ごろから 60 年 5 月ごろまで、A社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

なお、私は、A社では砂防堰堤工事の現場代理人として勤務していたことを記憶している。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間当時、A社が実施していた砂防堰堤工事の現場に勤務していたことは推認できるものの、申立人の同社における勤務期間を特定することはできず、申立期間における申立人の勤務実態等は確認できない。

また、当時の複数の同僚は、「砂防堰堤工事の現場代理人は当時の部長であり、申立人は、その現場代理人の助手であった。」旨を供述している上、A社からは、「当時、現場代理人の助手は、当社の正社員では無く、工事期間中のみ雇用する有期雇用の作業員を充てていた場合もあり、作業員であれば、厚生年金保険には加入させていなかったと思われる。」旨の供述が得られたことから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険に未加入であったと考えても不自然ではない。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立期間当時、申立人が雇用保険に加入した記録は存在しない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間を含む前後の期間について、A社の被保険者原票を確認したところ、連番で被保

険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した<sup>こんせき</sup>痕跡は認められない。

このほか、当時の同僚からも、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除の有無等についての供述は得られず、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から 36 年 2 月まで

私は、A社に昭和 35 年 4 月から 36 年 2 月まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の事務担当者であった事業主の妻は、「申立期間当時は、従業員の出入りが多く、また、当社の作業は、4か月くらいの見習期間が必要であったにもかかわらず、短期間で辞める者が多かったことから、長く勤めそうだと判断できるまで、厚生年金保険には加入させなかった。」旨を供述している上、オンライン記録によると、当時の複数の同僚も、A社への入社から数か月経過後に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人と同時期に同社に入社したとされる同僚は、入社から10か月経過後の昭和36年2月11日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間当時、同社での厚生年金保険加入者数は3人から5人と、申立人及び複数の同僚が供述する、同社の従業員数10人程度より少ないことが確認できることから、申立期間当時、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたとはいえないと考えられる。

さらに、事業主の妻は、「申立期間当時は、厚生年金保険料に事業主負担分と被保険者負担分があったことを知らなかったことから、社会保険事務所

(当時)に納付する厚生年金保険料は会社が全額負担しており、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」旨を供述している上、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚も、「当時、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた記憶はない。」旨を供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。